

見附市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第2号

見附市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

見附市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項」を「法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項」に改め、「通知」を削り、「指定を受けた」を「その」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「第2条第2項（前条第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定により指定若しくは指定の更新を行い、又は第3条若しくは第4条の規定により届出があつたとき」を「前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第82条各項、第115条の12の2第5項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたとき」に改め、同条第2号中「事業所」を「当該事業所」に、「申請者」を「申請者の名称」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公示）

第4条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2、第140条の31及び第140条の38に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

第7条第1項中「別記第6号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第3項中「別記第7号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第4項中「別記第8号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第7号様式中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第8号様式中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。